

令和2年4月15日

ふれあい・いきいきサロン代表者各位

前橋市社会福祉協議会
会長 塚田 昌志
(公 印 省 略)

令和2年度「ふれあい・いきいきサロン助成事業」
助成金交付にかかわるお知らせ

日頃より、ふれあい・いきいきサロン運営を始め、地域福祉の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症の群馬県内や近県の感染者数増加により、各ふれあい・いきいきサロンの実施が難しい状況であることから、助成金交付の対応について下記のとおりお知らせいたします。

- (1) 令和2年度「ふれあい・いきいきサロン助成事業」は例年通り助成金申請を受け付け、助成金を交付する。
- (2) 実施要綱「3助成要件－②実施回数」について「原則として月1回を目安とする。」と記載しているところを、令和2年度に限り実施回数の下限を設けずその回数を問わないものとする。
- (3) 「令和元年度 実績報告書（令和2年4月24日までに提出いただくもの）」と「令和2年度 実績報告書（今年度の活動が終わって作成し提出するもの）」における決算額の収支について、活動回数が少なくなったこと等によって繰越金が大幅に発生してしまっても、助成金の返還は求めない。

前橋市では新型コロナウイルス感染症の発症者数が少ない状況ではありますが、今後の感染拡大防止のためにも、集団感染発生を防ぐ行動が大切です。各ふれあい・いきいきサロンの実施に関しては、群馬県や前橋市の感染防止の呼び掛けを参考に、休止や延期をご検討いただけますようお願い申し上げます。

<問合せ先>

前橋市社会福祉協議会 地域福祉課
地域福祉係 (担当：堀口)

TEL 027-237-1142 / FAX 027-219-0337

E-mail t-horiguchi@mae-shakyo.or.jp